

駐車場法の規定による路外駐車場の技術的基準

<p>(1)出入口 (施行令第7条)</p>	<p>共ニ 道路交通法第44条関係 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネルに設けていないか 交差点の側端、道路のまがりかどから5m以内でないか 横断歩道、自転車横断帯の側端の前後5m以内でないか 安全地帯の範囲から前後10m以内でないか バスの停留所、標示柱、標示板から10m以内でないか 踏切の側端の前後10m以内でないか</p> <p>共ニ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内でないか</p> <p>共ニ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内でないか</p> <p>共ニ 橋に設けていないか</p> <p>共ニ 接続する道路の幅員は6m以上か（ m）</p> <p>共ニ 接続する道路の縦断勾配は10%以下か（ %）</p> <p>共ニ 前面道路が2以上ある場合、交通に支障の少ない道路に設けているか</p> <p>共ニ 駐車に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出入口を分離し、かつ、10m以上離しているか（中央分離帯等によって車線が分離されている場合を除く）</p> <p>共ニ 出入口において自動車の回転は容易か、また、容易でないとき1.5m以上の隅切りが設置されているか</p> <p>共ニ 見通しについて、出口から2m後退し、地上1.4mの視点で左右60°以上見通せ、歩行者等視認できるか （参考：出口から2m後退し視認できる出口幅＝一方通行で約6.9m以上・相互通行で約9.7m以上）</p> <p>ニ 見通しについて、出口から1.3m後退し、地上1.4mの視点で左右60°以上見通せ、歩行者等視認できるか</p> <p>共ニ 交差点の側端又はそこから5m以内、トンネル、橋に設ける場合、国土交通大臣の認定があるか</p>
<p>(2)車路 (施行令第8条)</p>	<p>共ニ 5.5m以上か（一方通行のとき3.5m以上、駐車料金の徴収施設が設置されており歩行者が通行しない箇所については、2.75m以上）</p> <p>ニ 3.5m以上か（一方通行のとき2.25m以上、駐車料金の徴収施設が設置されており歩行者が通行しない箇所については、1.75m以上）</p> <p>共ニ 建築物の場合 梁下高（配管、標識、ミラー等を含む）は2.3m以上か（ m） 屈曲部の内法半径は5m（ニの場合3m）以上か（ターンテーブルが設けられているものを除く） 傾斜部の縦断勾配は17%以下で路面は滑りにくい仕上げか（ %）</p>
<p>(3)車室 (施行令第9条)</p>	<p>共ニ 建築物の場合、駐車のに供する部分の梁下高が2.1m以上か（ m）</p>
<p>(4)避難階段 (施行令第10条)</p>	<p>共ニ 建築物の場合、避難階以外に駐車場を設置するとき避難階段又はこれに代わる設備を設けているか</p>
<p>(5)防火区画 (施行令第11条)</p>	<p>共ニ 建築物の場合、給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合には、駐車場と当該施設を耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しているか</p>
<p>(6)換気装置 (施行令第12条)</p>	<p>共ニ 建築物の場合、10回/時以上の換気装置があるか、又は窓等がある階で開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上あるか</p>
<p>(7)照明装置 (施行令第13条)</p>	<p>共ニ 建築物の場合 車路の路面の照度が10ルクス以上か 駐車のに供する部分の床面の照度が2ルクス以上か</p>
<p>(8)警報装置 (施行令第14条)</p>	<p>共ニ 建築物の場合、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けているか</p>
<p>(9)特殊の装置 (施行令第15条)</p>	<p>共ニ 特殊装置（機械式）の場合、国土交通大臣の認定があるか（平成13年1月6日からの認定は国土交通省各地方整備局長） （参考：特殊装置と道路との間に、その特殊装置に収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設置。ただし、通り抜けのように出入口が分離された構造の場合には入口側に、その特殊装置に収容可能な自動車1台分の空地を設置） （昭和43年10月16日 建設省都再発第53号 建設省都市局長通達「駐車場法施行令第15条の認定基準について」より）</p>

共 自動車専用及び自動二輪兼用駐車場の場合に適用

ニ 自動二輪車専用駐車場に適用